

● 「不動産のおとり広告」についての不当表示

1 広告した不動産が存在していないため取引ができない場合……。



2 広告した不動産は存在するが実際には取引の対象となり得ない場合（例えば ガケ地など）



3 広告した不動産は存在するが、実際には取引する意志がない場合……。



このような場合が
不当表示になります!

